

## 京都教育大学6年制教員養成高度化コースに関する要項

平成25年 7月29日 制定  
令和 4年 9月14日 最終改正

(設置)

**第1条** 本学に学部と大学院の6年間を見通した教育を行う6年制教員養成高度化コース(以下「6年制コース」という。)を置く。

(学修環境)

**第2条** 6年制コースの開設によって、教育学部(以下「学部」という。)の早い段階から組織的で体系的なプログラムを提供し、学生が自ら課題意識や問題意識をもち主体的に学修にのぞみ、協働的に課題を解決することのできる学修環境を構築する。

(カリキュラム編成)

**第3条** 学部と連合教職実践研究科にそれぞれ実践的指導力育成のための授業科目を設置し、学部と連合教職実践研究科に既設されている授業科目と組み合わせることによって、教科指導・生徒指導・校務分掌などにおける教育課題対応力、コミュニケーション力、学びのデザイン力を高めて実践的指導力の向上をめざすことを6年制コースのカリキュラム編成の基本方針とする。

(6年制コース学生)

**第4条** 6年制コースは、学部2回生の学年末に専攻ごとに約1名ずつ選抜された学生によって構成し、学生は6年制コースで指定された必修の授業科目を履修する。

2 学部2回生の学年末における選抜方法については、別に定める。

3 選抜された学生は、6年制コース登録後、それぞれが所属する学部の専攻を卒業し、連合教職実践研究科教科研究開発高度化系の人間発達探究コース又は教科学習探究コースに入学選抜を経て進学し、教科研究開発高度化系人間発達探究コース又は教科学習探究コースに所属したままで連合教職実践研究科を修了する。

4 6年制コースで指定された授業科目の学部及び連合教職実践研究科における履修については、別に定める。

5 6年制コースに登録された学生が、連合教職実践研究科を修了し、かつ、6年制コースで指定された学部及び連合教職実践研究科の授業科目の単位を修得した場合は、6年制コース修了証を交付することができる。

(検定料及び入学金)

**第5条** 6年制コースの学生については、連合教職実践研究科入学に係る検定料及び入学金の半額を免除する。

(6年制コース主任及び6年制コース学年担任)

**第6条** 6年制コースに6年制コース主任及び6年制コース学年担任を置く。

2 6年制コース主任は、教授会構成員から学長が指名する。6年制コース主任の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 3 6年制コース学年担任は、第8条に規定する6年制コース連絡会議の互選により推薦された各学年1名の教員を学長が任命する。ただし、6年制コース主任が6年制コース学年担任を兼任することができる。

(運営委員会)

**第7条** 6年制コースの運営を円滑に行うために、6年制教員養成高度化コース運営委員会を置く。

- 2 6年制教員養成高度化コース運営委員会については別に定める。

(6年制コース連絡会議)

**第8条** 6年制コースに6年制コース内の連絡・調整のために、連合教職実践研究科教科研究開発高度化系人間発達探究コース及び教科学習探究コースから推薦された委員で構成する6年制コース連絡会議を置く。

- 2 6年制コース連絡会議の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 附 則

- 1 この要項は、平成25年7月29日から施行する。
- 2 削除

#### 附 則

- 1 この要項は、令和3年6月1日から施行する。なお、令和3年4月1日において、6年制コースに在籍する教育学研究科学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要項は、令和4年9月14日から施行する。
- 2 6年制教員養成高度化コース運営委員会は、前年度に6年制コースに登録された学生が募集人員を下回っており、かつ、追加の募集が必要であると認めたときは、第4条第1項及び第2項に規定する学部2回生の選抜の際、学部3回生を対象にした選抜を実施することができる。
- 3 前項に規定する場合の選抜時の方法、6年制コースに登録された学生の履修すべき授業科目、6年制コース修了証交付の要件等については、学部2回生の学年末に選抜する学生に適用される規定を準用する。ただし、学部3回生時に履修すべき授業科目については、学部4回生の学年末までに、単位を修得するものとする。